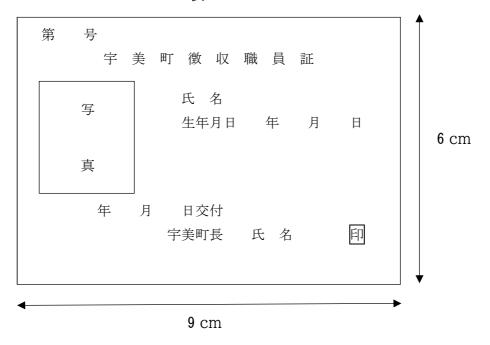
表



裏

- 1 本証は町の強制徴収公債権に関する事務を行う場合に は必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人の請求があったときは、何時でもこれを 呈示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。